

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

去る3月27日に発生した栃木県高等学校体育連盟登山専門部主催の春山安全登山講習会における雪崩事故から、2か月が過ぎようとしております。亡くなられた8名の方々に対し、改めまして心から哀悼の意を表すものであります。また、これまでの間の御遺族の皆様のお心痛は、いかばかりかと拝察し、重ねてお悔やみを申し上げますとともに、怪我をされた方々の早期の回復をお祈りするものであります。

今回の事故につきましては、先月16日に外部の有識者からなる検証委員会の第1回目の会合が開かれ、今月14日と15日には現地調査等が実施されたところであり、来月3日には第2回目の会合が予定されております。検証委員会においては、6月末を目途に事故原因に係る第一次報告を、9月末を目途に再発防止に係る最終報告をまとめることとしており、これらを踏まえ、教育委員会とともに誠意をもって適切に対応して参ります。

また、8月に那須町で開催予定の第2回「山の日」記念全国大会では、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。」という山の日の意義の理解促進に加え、山の事故や自然災害への対応等について、広く浸透を図って参ります。

さらに、今後県が関係する各種の催事等におきましては、安全管理の徹底や緊急時の連絡体制の確立を図るなど、事故の未然防止等に向けて万全を期して参ります。

次に、「ツール・ド・とちぎ」についてであります。

去る3月31日から4月2日までの3日間にわたり開催された「ツール・ド・とちぎ」第1回大会につきましては、県内外から目標を上回る約66,000人の方々にお越しいただき、サイクルロードレースの醍醐味と併せて、コース沿線の市町を中心に県内各地の魅力を感じていただくことができました。大会運営につきましても、市町や企業等の協力による交通規制や立哨ボランティア等について、自転車競技関係者から高い評価をいただいたところでもあります。本大会の成果を第2回大会につなげられるよう、引き続き、市町をはじめ実行委員会を構成する関係機関と一層の連携を図りながら準備に取り組んで参ります。

次に、デスティネーションキャンペーンについてであります。

平成30年春の「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーンに向け、1年前に開催されるプレDCが先月から始まり、県内各地で地域の魅力を生かした様々な取組がスタートしております。4月18日の全国宣伝販売促進会議では、国内外の旅行業者等約700人をお迎えし、市町や県内観光関係者の皆様とともに、栃木県の豊富な観光資源等を積極的にPRし、翌日からの現地視察においては、県内各地の多彩な魅力に直接触れていただき、好評を得ることができました。

また、プレDCと連携して行う来月17日の県民の日記念イベントでは、とちぎ版文化プログラム関連事業の一環として、県民参加によるお祭り屋台のパレード等を予定しております。

今後、11月に開催される「とちぎ技能五輪・アビリンピック2017」や1年後のDCを見据え、とちぎの魅力の更なる発信と先月施行した「観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例」

の啓発に努めながら、オール栃木体制で日本一のおもてなしに全力で取り組み、国内外から「選ばれるとちぎ」を目指して参ります。

次に、栃木県名誉県民故船村徹氏を偲ぶ会についてであります。

昨年文化勲章を受章され、本年2月に逝去された船村徹氏の生前の功績を称えるとともに、その遺徳を偲ぶ会を来月13日に開催することといたしました。作曲活動のみならず、「山の日」の制定に力を尽くされるなど多方面で活躍された船村氏を、多くの県民の皆様とともに偲ぶ集いとなるよう準備を進めて参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例4件、その他の議案12件の計16件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案は、雇用保険法の一部改正に伴い、職員の退職手当に関する条例の一部を改正するものであります。

第2号議案は、人事院規則の改正に鑑み、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情等を明確化するため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

第3号議案は、地方税法の一部改正に伴い、居住用超高層建築物の取得に係る不動産取得税の税額の算定方法を見直すこと等のため、栃木県県税条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴い、栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、栃木県人事委員会委員田村澄夫氏の任期が来る7月14日に満了いたしますので、その後任として五家正氏を選任すること

について、議会の同意を求めるものであります。

第6号議案は、県有財産の取得について、議決を求めるものであります。

第7号議案から第10号議案までの4件は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

第11号議案から第14号議案までの4件は工事請負契約の締結について、第15号議案及び第16号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。